

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポル 幡ヶ谷九〇四 電話 03) 33377-4649

FAX (03) 32299-5367

振替 〇〇二〇〇一九一五八四三一 労金 東京労金本店 No. 1154163

購読料 月額 600円 6カ月前納制

## 〈もくじ〉

### ■巻頭言■

イタリアに元共産党首相

伊勢 太郎……………2

政治論議の背後で現場労働者にウメキ

松枝 佳宏……………3

—自治労別府大会から考える(上)—

世界資本主義システムを揺り動かす投機集団……………6

—マネー経済が実体経済の十一倍余に—

重要な局面を

統一と団結でたたかいたいぬこう 闘争団北海道連絡会議……………7

—私たち北海道国労闘争団は訴えます—

労働者派遣事業の内外の実態

日本労働弁護団……………12

—労働者派遣事業制度の見直しについての意見書(三)—

読者からのおたより……………15

手作り無添加の音威子府みそがうまいよ!……………16

# 旬刊 社会通信

NO. 719

一九九八年二月一日号

一九九八年二月一日発行  
(毎月一日・二日・三日三回発行)

## イタリアに元共産党首相

ドイツで社民党が勝ち、緑の党との政策協定が論議されていたさなか、イタリアではオリーブの木（中道左翼連合）のプロディ政権が提出した九九年度予算案（一四兆七千億円の財政緊縮中心、一リラは〇・〇七円）に閣外協力していた旧共産党左派の共産党再建派が反対し、プロディ政権は倒壊。十月二日、旧共産党右派の左翼民主党（PDI）書記長のダレーマが首相となった。『赤旗』（日本共産党機関誌）がこれをどう評価するか楽しみにしていたが、天皇制を容認し、日米安保凍結すら打ち出したこの党も、ダレーマ政権は評価できないようだ。

その理由に、イタリア共産党が九一年分裂した時、①NATO（北大西洋条約）をはじめとする当時の反社会主義国際同盟を全面的に認めるばかりか、②共産主義（社会主義）と訣別（けつべつ）し、社会民主主義の立場に立ったことがあるらしいことだ。しかし、昨今の日本共産党は客観的にはわずかばかりの議席増と自民と対立する政党がなくなったことに、実力以上に政策を右に寄せ、それで党勢を拡大したいとの気持ちが見えみえである。月刊誌『現代』十月号で志位氏が田原総一郎と座談しているが、そこで志位氏は「暫定政権、民主連合政権、社会主義政権は段階を追って発展する」主旨の論議を展開している。ベルンシュタイン流の改良主義、社会民主主義路線である。今の共産党ならダレーマやドイツの社民政権にもっと注目していいと思われるが、後発の社民路線のゆえであろうか、態度はきわめてあまいだ。

イタリア政界の状況は日本には参考になるまい。というのは、イタリアでは一九六二年から「反共・カトリック」を党是とするキリスト教民主党（DC）中心の世にいう中道右派、あるいは中道左派の政権がその日ぐらして維持されてきたからだ。ダレーマ政権は第二次大戦後五六番目の政権だから、イタリア内閣は一年とちょっとしかもたないということだ。これは中曾根政権いこうの日本の政治が連綿とつづいてきたことでもある。

イタリアは多党「制」国家だ。いろんな政党がいろんな政権をつくった。一九九〇年いこう、イタリアでもそれまでのいろんな政党がすべて分裂、解党した。共産党は社会民主主義のPOS、共産主義の共産党再建派に分裂、キリスト教民主党はキリスト教民主センター、イタリア人民党、キリスト教民主同盟に分裂。あきらかに右派、ファシオ勢力は北部同盟、国民同盟、フォルツ・イタリアという政党をつくった。

民主党の菅や社民党の伊藤氏らがまねきたいという「オリーブの木」は旧共産党右派、キリスト教民主中道派を中心とする、今の日本でいえば民主党みたいな集団である。主義、主張は根元から異なるけれど、権力だけは維持したいという烏合（うごう）の集団だ。ダレーマ政権は①財政改革の任務をけつして中断しない、②イタリアは債務の山、これを崩さねば新しい政権は展開できぬ、③国営企業の民営化の流れを地方自治体の公営企業にも広げる、④前プロディ政権の政策を全面的に継承するとの方針で発足した。

フランス社会党、ドイツ社民党、イギリス労働党政権、それに今度のダレーマ・イタリア政権。ヨーロッパで新しい実験が開始されたといっている。どの国どの政権がより未来に接近できるのか。楽しくながめたい。

（伊勢 太郎）

## 政治論議の背後で現場労働者にウメキ

—自治労別府大会から考える(上)—

自治労大会について報告を求められたが、忙しさにかまけて今日に至った。お許し頂きたい。この文は自治労批判になるうが、実は直面する自治体リストラにどうたち向かうのか、私たち自らも確たる方針を持ちえていない、自己批判の文ともなっている。

また総評解体後、労働組合とは何か、労働者の連帯とは何か、模索し苦闘し続けている私たちの現段階の到達点でもあろう。ぜひ検討ご批判をお願いする。

### 本部、指導部が「遠い存在」に

自治労第六八回大会は、八月二六―二八日の三日間の日程で、大分県別府市で開催された。以下別府大会と略する。

今大会の第一の特徴は、定期大会と呼称されているが、初の、いわゆる「中間年大会」であったということである。

昨年大会で自治労は、本格的な運動の総括、方針の論議は、二年に一度の大会で組織し、「中間年」は情勢の変化にあわせた修正・補強の論議にとどめるとした。激動の中、情勢の変化はめまぐるしいものがあり、この方針に異論も強かったが、本部は押し通したのである。

その結果、別府大会は一日日程が縮小されて三日間となり、討論の場も分科会が主軸となった。分科会は若干主旨の異なる予算・規約小委員会を除けば、「労働」、「政治政策」、「組織」の三つが設置された。なぜこんな名称の分科会かなど興味はあるが、三分科会の設置で代議員の発言の場は増えたわけで、当然のごとく、例年の本会議のみの大会よりも発言者数も増えた。

そしてそれぞれの発言には学ぶべき点多かったように思う。だが、分科会にわかれたため(私は政治政策の分科会に出席したわけだが)、果たして民主党支持発言や自治体改革と称する発言が、現場の組合員の気持ちや職場実態と結びついているのか、いないのかなど職場―単組―産別とつながる全体の攻防をつかむということでは難があった。

また、言いたいことを代議員も執行部も言う、一見民主主義が大事にされているようだが、自己批判、相互批判が弱く、それゆえに代議員と執行部、代議員同士の緊張関係も薄くなり、分科会という性格もあつて討論会の域を出ていない。

そして「民主党を基軸に総選挙も自治体選挙も闘う」という本部の政治方針が、多くの異論がありながらも無修正で貫徹していく姿は異常としかいえないようがない。

何か大会の持ち方についてアレコレ言及しているようだが、大会日程の縮減をはじめ、別府大会では年四回開催されていた中央委員会も年三回に減らされたのであり、徹底した討論を組織する前に、討論の場が減っているのである。一般的に会議が多いことがよいとは思わないし、それだけでなくも自治労の場合会議が多く、また公務員組合ということもあつて書類が多いのであるが、このような討論の機会の減少とともに、労働組合の機関としての官僚的運営の傾向が強まり、現場や組合員の実態や気持ち、それゆえに第一線の役

員・活動家から、本部、指導部がますます「遠い存在」になっていく現実がある。

付言しておく、「民主党を基軸」という政治方針に対して「社民党並立」の修正案が提出されたようだが、議事運営委員会どまりで、大会場には提案されることはなかった。これまた自治労での不思議な現象が続いている。

### 欠ける労組本来の討論

別府大会の第二の特徴は、政党の大会かと思われるほど、余りにも政治論議が中心で、労働現場、組合員の実態まで切り込んだ討論そして集約にまで至らなかったことである。

揺れた参院選直後の大会であり、大きく政局が混乱している状況では当然のことでもあろう。また私が政治政策分科会に出席したのでその印象が強かったのかも知れない。

今、自治体および自治体労働者を取り巻く情勢は大きな転機を迎えている。「国から地方へ」、「官から民へ」、この二つの言葉に象徴される行革合理化攻撃が吹き荒れている。この攻撃に抗して自治労産別の統一闘争を強め、組合員の生活と権利をどう守り前進させるのか。地方自治の危機の中で、住民自治を確立しながら、地域の仲間と連帯し、住民の健康と福祉を守る闘いをどう展開するのか。自治労別府大会は、労働組合本来の役割と任務が問われていたのである。

また労基法改悪をはじめ、介護保険など国民生活破壊の攻撃は目白押しであり、日米ガイドラインに基づく有事法制化の危険も強まっている中、これらにどう立ち向かうかも重要な課題であった。

しかし、活発だった政治論議も連合加盟最大の労働組合である自治労自身がどう闘うかではなく、一言でいってしまえば「民主党基軸」か「社民党並列」かをめぐる論争に終わった感がする。「連合加盟最大単産の書記長が、なぜ比例区順位が一〇位なのか。自治労内が民主党と社民党支持に分裂していて、民主党や連合から低くみられたからだ。今こそ自治労は民主党支持一本で決断すべきである」、「地域では旧社会党時代以来の闘いの伝統があり、民主党基軸では県本部内および地域運動が混乱する」、「この二つの潮流の支持をめぐる論争なのである。参院選結果を受けて民主党支持者の方が若干勢いがあったということである」。

新潟などからは平和闘争の推進のためには、地域で自治労が前に出て、社民、民主、新社会の旧社会党系の勢力および市民派全体に呼びかけて運動を展開している、といった貴重な発言等もあったが、深まることはなかった。

それどころか「靖国神社に幹事長が参拝している」、「改憲議連に名を連ねている議員が多い」、そんな民主党をなぜ支持するのか、自治労方針との整合性はどうするのか、といった率直な疑問、意見に対する執行部側の答弁には啞然とさせられたのである。「政党と労働組合は立場が違う。政党は政権を担うためには幅広さも必要だ」、「自治労組織内議員の政党活動、政治信条の自由は尊重するが、自治労が民主党基軸を決める以上、組織内議員に民主党に結集するように働きかけるのは当然である」。

これではまるで政党と労働組合の役割と位置づけが逆転している。一定の政治意識や思想で結集する政党と、賃金・労働条件を守り改善するために労働者が結集する労働組合とが性格が異なるのは当たり前であるが、政党は労働組合より幅広いというのだ。どんな政

党だ、そもそも民主党とは何か。文字どおり雑多な思想、潮流の寄り合い集団でしかない。昔流でいえば「革新政党」ではなく、保守新党であり、政局の混迷、政権をめぐる醜い争い、すなわち次の政党再編成の中で民主党自身の再分裂の可能性まで含めてどう動くのかわからないものである。なぜこのような民主党に、自治労はここまでテコ入れするのだろうか。根本的に自治労指導部の質が変わったと断じざるを得ない。すなわち権力と結びついて「公務員という安定した地位を守るのか」という方向転換である。

このことは行革合理化に対する自治労指導部の姿勢をみればいっそう明らかになる。

### 激減する現業組合員

地方分権という「国から地方へ」の権限委譲は急速に進んでいる。自治労は「市民に身近な行政は市区町村が第一次的に担い、都道府県は市区町村と連携して広域的な行政を、政府は国の存立にかかわる限定的な役割を担います」といい、地方分権の立場に立っている。

別府大会で来賓のあいさつに立った菅直人民主党代表は「民主的な江戸幕府体制」、また平松大分県知事は「地方分権というよりも地方主権の確立」と発言した。

しかし地方分権の現状は、市民生活全般にわたる国家責任の放棄以外、何をもたらしているだろうか。権限委譲された仕事は、受け入れ体制の整っていない市区町村では、自治体労働者の労働強化にとどまらず、財政基盤の確立、自治能力の向上という名の市町村合併、広域連合の推進という自治体再編成となる。また、仕事そのものの切り捨て（民間委託、民間参入）も急なのである。「国から地方へ」とならぶ「官から民へ」の行革合理化のもう一つのキーワードの進行である。

自治労は次のようにも言っている。「公的責任の明確化を基礎に市民自身による社会的活動や民間企業をも含めた総合的な公共サービスの充実を進めます」、「公共サービスの費用効果は、公共サービスの質の向上を前提に、市民の負担と受益の関係を明らかにし、社会的費用と社会的公平性、安定性の観点から総合的に判断します」。じつに立派なことではないか。自治労革命政府である。自治労は文字どおり自治省、厚生省そして労働省をあわせてもつ権力を保持し、地方行政を推進するというのである。介護保険を導入するならば、せめてゴールドプラン、新ゴールドプランは達成して欲しいものだ。

大会会場でうめきにもした発言を自治労幹部はどう考えているのだろうか。「職場がなくなる、仕事がなくなくなる、直営堅持を」、「自治体改革闘争の重要な柱として現業全国統一闘争を」、合理化改革の矢面にたたさされている現業労働者の声である。

自治労調査によると、現業組合員数の推移は、八六年二八万人から九七年一九万六千人と約一〇年間で約一〇万人が減っている。激減である。労戦問題にもない全労連、自治労連との分裂という経過もあるが「今回調査における（九七年六月三〇日現在）現業組合員の人数は一九万六〇六三人で、九四年と比べ一萬〇四七一人減少している。九四年調査においても、一萬三三三七七人減少しており、行政改革に伴う現業業務の民間委託を背景に、現業組合員の減少が続く結果となっている」（自治労通信No.六五二）。

一方「臨職、非常勤、嘱託等職員の人数は全国計で二七万〇六九〇人である。八三年の調査開始以降、職員数は急増しており、八三年の約九万人に対し、八六年約一八万三千人、

九〇年約二〇万人、九四年二・三万五千人、そして今回はさらに約三万六千人増の約二七万人となっている」(同上)。

結局「国から地方へ」、「官から民へ」という行革合理化は、自治体正規職員(現業、現場労働者を中心)の減と民間、あるいは非正規の不安定雇用労働者の雇用増として現れているのである。これが別府大会に限らず、この数年来の現業労働者のうめきの背景なのである。

(松枝 佳宏・つづく)

## 世界資本主義システムを揺り動かす投機集団

—マネー経済が実体経済の十二倍余に—

ヘッジファンドはバクチの「プロ集団」 日本と世界の経済はどこに流れてゆくのだろうか。日本長期信用銀行、金融システム再生で与党の自民党と野党の民主党、平和・改革がドタバタ劇をくり返しているなか、世界最大のアメリカの投機集団(投資会社)「ロングチーム・キャピタル・マネジメント(LTCM)」が破たんした。アメリカ株価は三月につけた九千三百ドル余を最高値に、今では明らかに崩落過程に入ったなかでのLTCM倒産である。おそらくこれがアメリカン・バブル崩壊の序曲をなすだろうことは確実である。日本株価の崩落も一挙に底値をつけたのではなく、一九八九年大納会での三万九千余円を上値に、九〇年いこう不安定な動きをつづけ、九一年四月にバブル後の最安値一万四千円余をつけ今日にいたっているからである。ちなみにこの原稿を書いている今日(九月三日)、株価は四百円余値下がりし、バブル崩壊後の最安値をつけた。

LTCMのような投機集団は「ヘッジファンド」と呼ばれる。彼らが相手にするのはわれわれのような貧乏人ではなく、特定の富裕層や機関投資家である。彼らから集めた多額の資金を株式や債権、外国為替市場で、デリバティブ(金融派生商品)——どれほどさまざまじいばかりの金融商品があるかは日経新聞に毎日掲載されている——や空売りといったバクチで運用し、高収益を狙う投資家グループのことである。もつとも有名なのがジョージ・ソロス氏が率いる「クオンタム・ファンド」である。いったい彼らはどれほどの運用益を上げてきたのだろうか。LTCMの九五―九六年の運用利回りは、なんと四〇%超というのだから驚きだ。

二二億で一兆二五〇〇億ドルの取り引きに このLTCMはなぜ急激に破たんしたのか。ヘッジファンドについては三つの概念を区別する必要がある。彼らの資本、運用資産、それに取り引の契約金額である。LTCMの九八年八月末の資本は二二億ドル、運用資産は一・二五〇億ドルに達している。なぜわずか二二億ドルの資本で一・二〇〇億ドル余を運用できるのか。資本額の数十倍の銀行借入れを利用したレバレッジ(テコの原理)取り引きがおこなわれるからだ。まさにバクチである。追い風では好収益につながる。だが失敗すれば地獄である。

取引の契約金額もまた重要だ。ビジネス・ウィーク誌によると、LTCMの取引契約金額は中国の国内総生産を上回る一兆二五〇〇億ドル(約一七〇兆円)に上っていた。なんのことはない、日本の銀行と同じことがアメリカでもやられていたわけだ。しかも彼らに世界の大金融資本が出資、投資していることも明らかになった。

世界にどれだけヘッジファンドがあるのか。約三千とも五千ともいわれ、運用資産残高は四〇〇億ドル（約五〇兆円）。運用の失敗はLTCMだけでなく、他のヘッジファンド、投資銀行も同じ被害をこうむっているはずだ。

**金融取引は一日一・五兆ドル** なぜバブルが生まれつづれるのか。实体经济とマネー経済に大きなかきりが生じたからだ。日銀は東京外為市場の取引調査高結果（九八年四月時点）を発表した。それによると東京市場での一日の取引は一四八七億ドル。この調査は三年ごとに世界的におこなわれており、ニューヨーク三五一〇億ドル、ロンドン六三七〇億ドル。この三つの市場で一日一兆一千億ドルを超える取引がおこなわれているのだから、香港、シンガポール、大陸ヨーロッパのフランクフルト等を加えれば優に一日に一兆五千億ドル（年間稼動日を二五〇日とすれば）一年に三七五兆ドルものカネが世界市場を動き回っている計算になる。ところが、世界の国内総生産の総額は約三十兆ドルなのだから、マネー経済は实体经济の約十一倍にも達しているのである。

## 重要な局面を統一と団結でたたかひぬこう

— 私たち北海道国労闘争団は訴えます —

私たち闘争団は、全ての国労組合員に訴えます。

東京地裁不当判決以降、国労に対して政府・運輸省は『国鉄改革法承認』を迫り、組織混乱を生じさせ大衆闘争を押し込めようとしています。残念ながら、国労も『三人委員会』を中心とした国会対策や『改革法承認』問題に追われ、全国的に不当判決を訴え抜く労基法改悪阻止の闘い等と結合させ、国民世論を背景に政治の責任を求める大衆闘争が不十分な中で、運動への不安や組織不信などを深めている事実があります。

私たち闘争団は、中央執行委員会を信頼し全国の組合員と共に国労の『全面解決要求』実現に向けて組織的自活体制を固め闘いを進めてきました。そのことにより十一年前、政府は『解決済み』として解雇者の存在すらも認めなかった姿勢から『解決すべき問題』とさせるなど、今日に至る解決局面を切り開いてきました。しかし、このことをもって『解決の入り口』に差しかかったと言えるでしょうか。五月二八日の東京地裁判決後のさまざまな動きは、むしろ逆行しているのではないかとこの危惧を持たざるを得ません。

今、国労総体が闘いの到達点に自信と確信を深め、運輸省（官僚）・JR会社の全面解決要求切り下げ要求に応じて『改革法承認のための臨時全国大会開催』など組織混乱を生じさせることを避け、国労の団結を固め統一的に政治の責任による全面解決を迫る大衆闘争を強めるべきではないでしょうか。そこで、判決移行の状況について正確に点検し現状を冷静に分析する中から、私たち国労が全面勝利解決を早期に実現するために、組合員一人ひとりが何をしなければならぬかを真剣に考え合い実践を強めて行きたいと思いません。

### 判決直後に「改革法を認める」と迫る

《政府・運輸省・JR各社談話》

1、黒野運輸次官―五月二八日記者会見

我々はJRと同じ立場に立っているので歓迎している。行政的に難しい。はっきり申し上げれば

打つべき手をもっていない。

2、藤井運輸大臣表明―五月二十九日閣議後記者会見

今後、話し合い解決を目指す上で国労が対応すべき具体的条件として

- i 国労が従来否定してきた国鉄改革を肯定する機関決定を行う
  - ii J R連合及びJ R総連との関係改善に努める
  - iii J R採用差別訴訟で控訴しない
  - iv 国鉄時代の不当労働行為責任を引き継ぐとされる国鉄清算事業団を提訴する
- そういう状況が次々にクリアされた時に高度な判断があり得る。

3、J R西日本会社談話―五月二十八日

国労が当社に対し、本事件を含め国鉄改革法を認めない立場に立つことに起因する紛争を提起し、これが継続する状態にあります。当社は既に、国労が国鉄改革及び国鉄改革法を事実としてのみならず、理念を含めて全面承認し、当社への協力を具体化するなど、相互理解を深めるための努力を行って行くとするれば、当社としても労使関係の一層の正常化に努めて行く考えである。

### 『改革法承認』が焦点の三人委員会

《三人委員会設置経緯及び議論経過》

①六月一日 自民・社民・さきがけ三党幹事長・政策担当者会議

社民党の与党離脱を受けた三党首会議が開催され、その後三党間協議が行われ政党間協議で取り扱う事項に『J R不採用問題に関する協議』も確認される。

②六月二日 自民・社民・さきがけ三党政策責任者会議

自民党は、和解交渉の前提として三条件を提案し、社民党が国労に打診することを確認した。  
i 東京地裁の不採用裁判で国労が控訴しないこと  
ii 国鉄の分割民営化容認を機関決定する

iii J R連合・J R総連の理解を得るよう努力する  
三点を国労が受け入れればJ R側に和解交渉に応じるよう働きかける。

※J R東日本会社松田社長談話―六月三日記者会見

裁判で決着するという方針に変わりがない。提案は知らされていないし、政労使という場で何を話し合うのか、なぜ政治が入るのか分からない。

③六月四日 三党政策責任者・座長会議

山崎（自民） J R採用問題について協議したい  
秋葉（社民） 窓口を作って合意を積み上げる必要がある。和解の席にJ Rが着くか心配だ。自民党から水面下で働きかけてほしい。

湖上（社民） 国鉄改革の問題は、国労とは大会等ではっきり決議することになっている。  
山崎（自民） 責任者は、湖上・甘利・奥村とし、運輸省にも入ってもらおう。

④六月九日 第一回三人委員会

湖上（社民） 控訴については中労委の対応を待つてからにしたい。国鉄改革承認問題は九六年八月にクリアされた。手続きは大会か中央委員会だ。労労問題は条件が煮詰まってからではどうか。とりあえず話し合えと言っしかない。

安原（運輸） 改革問題を組織的にはっきりさせると言うのが会社の意向だ

甘利（自民） J R側は三点クリアすることは悪いことではない。先のことはその時考えればいい。三点決めればよいということではないし、三点は会社が出した条件でない。

⑤六月二五日 第二回三人委員会

湖上（社民） 国労は控訴手続きを行った。改革については、いわれる主旨に沿って努力している。大会で決めてほしいと国労には伝えてあり、国労も分かりましたといっている。

甘利（自民） 国労へのアプローチは引き続き努力してもらおうこととして、三項目がクリアする見通しがついた段階で自民党と運輸省でJ R側にテーブルに着くよう要請しなければならぬが、その前に株主総会への国労の対応がポイントとなる。

安原（運輸） 改革認めるなら、当然株主総会での出方が違うはずだと会社はいつている。

湖上（社民） 国労の大会が非常に大事。労使関係の正常化なくして話し合いの条件はない。

安原（運輸） そのためには、国鉄改革を認めることが大前提だ。話し合いはそこを超えてから



だ。

## J R他労組の主張に酷似した補強方針

### 《J R他労組の発言》

1、J R連合渇野会長―六月二五日公益企業レポート  
国労は、これを契機に決着をつけろという意思を明確にして、そのための対処方針を自ら出すべきでしょう。それを最高の決議機関である大会で諮って、これまでの運動を整理しなければなりません。

具体的には、まずは「分割民営化を認める」運動とは一体何なのかということですが。

さらに、踏み込んで言わせてもらえば「国鉄労働組合」という名称に疑問を持たざるを得ませんし、J Rが七つに分かれている現状に照らし、組織機構も見直すべきだと考えます。

2、J R総連柴田委員長―六月二五日公益企業レポート  
解決しようとする意思が本当にあるとするならば、残された道は唯一、J R内労働組合の統一対応をもって関係各所に働きかけるしかありません。

一〇七四人の救済を国労が本当に願っているのなら、政治を含めた第三者機関に依存すべきではなく、三条件すべてを認め労使問題として解決を求めるべきです。

## 委員長挨拶と書記長提起の相違点

### 《第六三回国労全国定期大会》

1、高橋中央執行委員長挨拶

政府とJ Rが全面解決交渉に無条件で応じるように呼びかける。

国鉄改革の承認問題は、二〇二億和解、八・三〇申し入れで、国鉄が分割民営化され、J Rになったという事実認識に立っている。

国労の組織のあり方は紛争の解決と直接かわりない。政府・政党から指摘されたこともない。

2、補強方針案

i 国鉄改革法を認めることを明らかにし、J Rの健全な発展に寄与する

ii J R移行後の係争事件は、各社との交渉により解決する

iii 名称等含めて組織のあり方を検討する

iv J R連合との共闘

v 政府の決断を迫り、J R各社に解決交渉に応じるよう働きかけ解決を求める

3、書記長集約

i 提案したことを確認し継続討論

ii 全面解決を図るときには、臨時全回大会を含む機関会議などを開催する

※補強方針案提案の背景

i 三人委員会で解決できる（改革法承認で入り口が開く）

ii 長期債務処理法案成立→清算事業団解散→採用差別取り残される不安

## 大会決定とは違った方向での発言

### 《全国定期大会以降の国労内の状況》

1、各エリア本部定期大会の雰囲気

開催日程は、西日本（八／二九）・東海（九／五）・四国（九／一二）・東日本（九／一五）・九州（九／二六）に終了し、代議員の発言は全国定期大会と同様に「補強方針案に反対」が圧倒的だったと聞いています。

2、全国エリア委員長・書記長会議―九月一七日

会議では、臨時全国大会の開催を求める意見が北海道・九州（この時点では、北海道九州エリア本部は定期大会を開催していない）・東海・東日本の一部エリア本部から出され

ました。その時の議論の中身は「入り口に入るには全国大会で継続討議の決定をしたが、あの決定では解決しない。あらためて臨時全国大会を本部が招集するべき」というものです。

宮坂書記長のまとめでは、「全国大会では全面解決の時期に・・・臨時大会としている。その目処がたたないと難しいと思っている。一〇月～一月に国会の中で大きな山場となってくる。ここで勝負をかける。目処がたてば臨時大会の開催となってくる」との考え方を示し、中央執行委員会で討議し対応することで確認されました。

3、北海道本部寺内委員長提起―九月一九日名寄支部学習会

▽全国定期大会は「補強方針案を継続討論となるならば提案すべきでなかった」ということで「残念な結果」だった。

▽国労は改革法は認めているし、認めても闘いは変わるものではない事は約束する。

▽湖上幹事長は「改革法を認めなければ三人委員会は開催しない」と言っている。

▽改革法承認は問題もあるし水準にも不安があるが乗らなければならぬ。

4、宮坂書記長発言―九月二〇日公益企業レポート

不採用問題を解決して行くためには補強案を決定しておくべきだったという思いを抱いている方が周りにたくさんいます。継続討論となっていますけれど、各エリア本部や地方本部大会の中で、胸の内を吐き出してもらい、最終的には本部が提起した形で全体の意見がまとまるようにして行きたいと思います。

5、新井中央執行委員発言―雑誌『平和と地域うんどう』一〇月号

大会が開催される以前から、一部セクトから「路線変更するな」という主旨の宣伝が行われていた。それに同調するような出所不明のいわゆる怪文書なるものも出回った・・・大会での発言は、その種のものに左右されたくらいがあり、この一〇年間余の自らの職場の状況と合わせた取り組みと、労働組合としての正面を見据えたところの議論が不十分であったように思う。

国鉄労働組合としては、「改革法」そのものについての争いをしていくわけではないし、そういう経過もたどっていない・・・「改革法を認める」ということについては「すでに整理されている問題であると理解している・・・」と言う考え。

### 国会は判決以前と変わっていない状況

《国会運営状況―一〇月五日衆議院国鉄林野特別委員会》

伊藤（社民） JR採用問題は残された大きな社会問題。関係者の和解で解決する努力が必要。政府として不断の努力と決断を願いたい。

小淵首相 本問題は歴代の運輸・労働両大臣が解決に向けて苦勞しながら、今日に至っている。裁判所の一定の判断も出ており、裁判は裁判として、社民・さきがけの担当者とともに和解に向けた努力をしている。

平賀（共産） 長期債務同様に、解決すべき問題としてJR採用差別事件が残されている。一刻も早く解決すべきと考えるが、政府の見解はどうか。

小淵首相 JR採用差別事件については、過去に何度か関係者が解決に向けて努力して来たが、関係者間で大きな隔たりがある。五月二八日には、JR勝利判決が出された。本判決が問題解決の契機となることから、今後の推移を見守りたい。

以上、この間の流れを見てくると、判決直後の運輸省・JR会社は国労に対して、不当判決を利用して『国鉄改革法承認』を迫り、加えてJR他労組が「名称や労働組合統一問題」で国労への揺さぶりを強めて来ています。

国労全国定期大会での補強方針案提案の背景として「改革法承認すれば三人委員会で解決できる」という事であるが、あの『三人委員会』での甘利議員が「三点クリアすることは悪いことではない。三点決めればいいと言うことでないし、三点は会社が出した条件で

もない」と言い、さらに安原鉄道局業務課長は「国鉄改革を認めることが大前提」と言うように、決して『改革法を承認』したとしても入り口が開く保障はありませんし、現にJR東日本会社は「改革法を承認しても応じない」と強気の姿勢でいるのです。このことから、運輸省やJR会社からさらにハードルが準備されていると考えるのが当然です。

加えて、測上議員が「国労とは大会等ではつきり決議することになっている」と、全国定期大会に突如と提案されたのではなく判決直後に約束されていたこととなり、組織不信を抱かざるを得ません。

また、一部の中央執行委員や寺内委員長が「国労は二〇二億和解やJR各社への申し入りの際に、既に改革法を認めている」と発言しているが、九七年八月二七日開催の第六二回全国定期大会の議案書『一年の諸課題と闘い』の項に「昨年八月三〇日に紛争の全面解決と労使関係の正常化のための申し入れを行った。国労が『改革法』に基づいて推移している現状を承認するという態度を明かにし、・・・紛争の解決を求めた。此の基本的な立場を堅持し、JRが解決への姿勢を示すように継続した運動を強化する」ことが確認されていたが、いつ・どこで変更になったのか組合民主主義に反する言動です。

国労は『三人委員会』を中心に国会対策を進めているが、参議院選挙以降は武部議員・浜田議員に変更となり、さきがけは解党状態となっています。さらに、武部議員は長期入院中であり、浜田議員は測上幹事長からの引き継ぎで「国労が改革法を認めなければ自民党と話ができない」との態度で、結局は国労の態度待ちという状態です。

測上幹事長は『三人委員会』の議論からも、運輸省官僚の情報に惑わされ国労へ「改革法を承認」を働きかけていると見れます。

国会審議状況は、一〇月五日に「国鉄山野特別委員会」で長期債務処理法案が可決され衆議院本会議を通過し、参議院での審議となっています。

残念ながら、この委員会では小測首相答弁は前橋本首相答弁の域を越える事なく「裁判は裁判として、社民・さきがけの担当者とともに和解に向けた努力をしている」と、「努力をしていただきたい」ではなく「努力している」と現状を報告するのみでありました。

決して、現国会運営の中で大きな前進があった訳ではなく、解決への重要な局面には至っていない状況の中で、全国定期大会書記長集約を考えたときに『臨時全国大会開催』の根拠は見当たらないし、むしろ大衆闘争を背景に国会対策を強めることです。

一〇月一六日の臨時国会会期終了に伴い、長期債務処理法案の成立を受けて、国労機関会議も開催され秋から年末にかけて闘いの意思統一がされることと思えます。

しかし一方では、①国労は国会対策の窓口の社会民主党測上幹事長への要請を計画。その際に「国鉄改革法承認を臨時全国大会で早急に決めなければ、一切手を引く」などの最後通告的ものが出される。②一〇月一七日、北海道本部定期大会で全てのエリア大会が終了することになる。この北海道定期大会で「臨時全国大会開催を求める方向」を決め、全国定期大会書記長集約に基づき臨時全国大会の準備に入ると言った情報が、突如として伝わって来ます。

このようなことはあってはならないことですし、もし起きるとすれば大変な過ちを犯すこととなります。

あらためて、私たちが冷静に、しかも真剣に考えなければならぬことは、なぜに運輸

省・J R会社や他労組が『改革法承認』問題に必死になって国労に迫って来ているかだと思ひます。

当時の中曽根首相はNHK取材で「当たり前前の労働運動を潰すために意識して分割民営化を行った」と強調しているように、完全に国労運動を抹殺することにあります。

この『改革法承認』を、政労使交渉設置の保障もなく解決の目処もたない段階で判断することは、国労が運輸省(官僚)やJ R会社、さらにはJ R他労組の言いなりになることに等しいと思ひます。

私たち闘争団は、国労と全国の支援共闘の仲間が作り上げた到達点に自信と確信を深め合い、大衆闘争を背景に政治の責任を求め早朝解決を勝ち取るための具体的な議論を強めることが大切だと考えます。

安易に「改革法を認める」「臨時全国大会の開催を求める」討論は、国労組織の混乱を起し解決水準が引き下げられ、解決が遠のく事となると思ひます。

国労組合員が、本当に「闘ってよかった」と実感できる解決を自らの手に勝ち取るためにも、この重要な局面を統一と団結で闘い抜きましよう!

(九八・一〇・一三 『闘争団北海道連絡会議ニュース』第一〇号)

## 労働者派遣事業の内外の実態

—労働者派遣事業制度の見直しについての意見書(三)—

五、適用対象業務の原則自由化(ネガティブリスト方式)がわが国の労働者にもたらす重大な事態

1、公益委員見解は、労働者派遣事業制度を「臨時的・一時的な労働力」の需給調整に関する対策として位置づけるとして、その適用対象業務を原則自由化し、対象とすることが適当でない業務(港湾運送、建設業務、警備業務など)を指定する方式(ネガティブリスト方式)にすべきであるとしている。これは、派遣労働者が「臨時的・一時的な労働力」として利用されていないわが国の労働者派遣事業の実情を全く無視するものであり、派遣労働者の低額な人件費コストの状況をみても、正規雇用労働者の派遣労働者への置き換えを一気に促進する重大な結果をもたらす。

2、もし、公益委員が、本当に派遣労働者を「臨時的・一時的な労働力」に限定し正規雇用労働者の代替とはしないというのであれば、使用者が派遣労働者を「臨時的・一時的」でない使い方をしたときは派遣労働者を派遣先との「継続的・常用的」雇用に切り換える立法措置が必要不可欠である。しかし、公益委員見解は、「臨時的・一時的な労働力」に限定する実効ある立法措置を全く盛り込んでいない。公益委員見解では、派遣期間の上限一年で更新は認めないとしているが、現行適用対象業務については現行の運用(更新可)を維持し、さらに「上限一年、更新不可」についても特例を設けるべきとしている。これでは、使用者側が「臨時的・一時的な労働力」という名目で派遣労働者を導入して正規雇用労働者と置き換える事態に至ったとしても、やむを得ないと言っているに等しい。すなわち、「臨時的・一時的な労働力」という位置づけは、正規雇用労働者の派遣労働者への置き換えに対する何ら有効な歯止めとなり得ないのである。

3、現行の労働者派遣事業制度は、派遣労働者が正規雇用労働の代替とならないように、専門的知識を要する業務や特別な雇用管理を要する業務に適用対象業務を限定し、派遣期間の定めに関する制限も定めた。

しかし、派遣期間の制限を実効的に確保する規定（通算派遣期間制限や制限違反の罰則、派遣期間制限を超えた場合の派遣労働者の派遣先への直備請求）が全くなく、労働行政も派遣労働が常用雇用労働の代替とならないための措置を全くとらない中で、わが国の労働者派遣事業の実情は、諸外国の労働者派遣事業のように「一時的・臨時的な労働力」を提供するものではない状況にある。前述の労働省調査結果報告における派遣元事業所調査の「通算派遣期間」は、一般事業（登録型派遣中心）でも通算一二ヶ月未満は四四・一％にすぎず、通算一二ヶ月以上三年未満は三一・七％、通算三年以上は二四・一％にもなっている。特定事業（常用型）では通算一二ヶ月未満二八・八％、通算一二ヶ月以上三年未満二〇・〇％、通算三年以上五一・二％となっている。

派遣労働者調査の「現在の派遣先に初めて派遣されてからの期間」は、一年以下二七・二％、一年超～三年以内二八・七％、三年超～五年以内一二・一％、五年超～一〇年以内二二・三％、一〇年超七・五％、不明二・二％であり、平均期間は三・八年となっているのである。

4、中央職業安定審議会に提出された日経連の意見では、「競争力、企業活力を維持していくために、派遣労働者の上手な活用は企業の命運を決める」、「派遣労働を二次的なものと捉えず、就労確保の一方策として積極的に位置づけて活用されるべきである」、「常用雇用と派遣労働を対峙してとらえるのは実態を反映していない」、「企業直備型の中にも対象業務が限定されない有期雇用社員、パート社員が多数存在する」、「別の派遣労働者を派遣することにより常用雇用代替回避のための期間制限は実質的に無意味となる」等を述べて、適用対象業務の原則自由化への移行と派遣期間制限の撤廃を求めている。

そして、現に、新聞の求人広告では、たとえば、「〇〇銀行で働いてみませんか、女子長期パート募集、仕事・銀行内部事務」という〇〇銀行全額出資派遣会社が長期の派遣労働者を求人する広告が連日のように掲載されている。商社でも女性事務職の学卒新規採用は行わずに派遣社員等に仕事を担当させるところが増えている。日興証券では女性事務職全員を人材派遣子会社日興ビジネスサービスに移籍させて派遣労働者として従前と同じ業務に従事させることを検討していると報道された。これらは、労働者派遣法を厳正に適用すれば適用対象業務違反の違法派遣となるものが多いと考えられるが、労働行政に法を厳正に実施する姿勢も人間的態勢もない中で、常用雇用労働者が派遣労働者に置き換えられる実態はすでに進行している。もちろん、これは、女性労働者に限ったことではない。たとえば、製造業においても、工場の製造ラインに請負名目の違法な派遣が横行し、男性労働者も女性労働者も派遣労働者として就労している実態がある。

5、現在、わが国の企業が強く求めている派遣労働者は「臨時的・一時的な労働力」としての派遣労働者ではなく、常用雇用労働者に置き換えられるべき人件費コストの低い派遣労働者であり、現にそれを職場で実行している。これは、諸外国の労働者派遣事業の実情とは全く異なる。

それにもかかわらず、公益委員見解は、諸外国のように派遣労働者を「臨時的・一時的

な労働力」と位置づけて適用対象業務を原則自由化すべきというのであり、全く現実を無視するものと言わざるを得ない。

適用対象業務が自由化されれば、一部例外的禁止を除き全業務・全職種で常用雇用労働者から人件費コストの低い派遣労働者への置き換えが急速に進行し、派遣労働者は激増するであろう。派遣期間制限が実質上無視されることは、これまでも労働行政は派遣期間制限を確保する措置もとらず適用対象業務違反の摘発すらほとんど行えない姿勢と人員的態勢にあることから、容易に想定できる。

わが国では、現行のわずか二六業務の派遣労働者でさえ七二万人にも達し雇用労働者数の一・三五%に達している。前述したように、派遣労働者が臨時的・一時的な労働力としての実態がある諸外国では、適用対象業務の規制がなくてもドイツで〇・六三%（一八万七二七二人Ⅱ男女比八対二）、フランスで〇・九%（二二万一千人Ⅱ男女比七対三）にすぎず、労働者派遣事業に関する規制がほとんどないアメリカで一・四九%（約一八三万人Ⅱ男女比五六対四四）、イギリスで一・八%（約四五万人）程度である。わずか二六業務でも一・三五%に達しているわが国で適用対象業務を自由化したら、派遣労働者の割合は諸外国と比べても異常な高率となることは明らかである。

6、わが国における労働者派遣事業の適用対象業務が原則自由化されれば、正規常用雇用労働者の派遣労働者への置き換えが急速に進み、多くの労働者が不安定な雇用かつ低賃金の派遣労働者としてしか職を確保できない状況が生じるであろう。現在、女性労働者が派遣労働でしか職に就けない状況もみられ、それは女性の新規学卒者にも及んでいるが、そのような状況は男性労働者についても女性労働者についても飛躍的に増加するであろう。

また、専門的知識を要する業務に限定されていた派遣労働を「臨時的・一時的な労働力」として全ての業務に拡大することにより、これまでの派遣労働者の賃金水準も大幅にダウンすることが予想される。

派遣労働が労働者のニーズでもあるというのは詭弁である。派遣労働者は、昇給もなく賞与もなく、いつ切られるかわからない不安や年齢が高くなると仕事を紹介されないのではないかなど将来の不安を抱えながら働いている。労働者にとつて、雇用主と使用者が異なり中途解約等のトラブルも多い派遣労働は労働者が求める安定した賃金と雇用を提供するものでなく、労働者としての権利行使も重大な障害を伴うものである。現状における労働者派遣事業の適用対象業務原則自由化は、わが国の労働者にとつてその権利と生活に甚大な被害をもたらすものであり、絶対に認められるものではない。

## 六、派遣労働者の権利確保のため使用者の責任強化による労働者派遣事業の見直しの必要性

1、一九九六年労働者派遣法改正にもかかわらず、「顔が悪いから」とか、「文句が多いから」とか言われなき理由で契約が中途解約されて、そうしたトラブルはいっこうに減る気配もない。改正法による違法派遣に対する是正勧告や企業名公表もないまま違法派遣はますます広がっている。法を厳正に実施して労働者の権利を確保すべき労働行政がその責務を果たさず違法派遣を実質上横行させていることは、強く批判されなければならない。

そもそも、現行の労働者派遣法は、派遣労働者の権利を保護するための必要不可欠な規定を欠落させている。最近でも、大手派遣会社テンプスタッフに登録した九万人の女性の

個人情報（名前、住所、生年月日、電話番号）が容姿のランク付で流出するという、派遣労働者のプライバシーを侵害し、技能や経験と関係ない容姿等による差別をもたらす重大な問題が発生した。このことは、派遣事業において、性差別にとどまらず、障害者差別、年齢差別という不当な差別が横行していることを示している。

しかし、労働者派遣法は、派遣労働者の個人情報の保護に関する派遣会社や派遣先に関する法的規制を全く定めていない。

2、ILO第一八一号条約の国際的な最低基準も含め、派遣労働者保護のために次のような規定を設ける労働者派遣事業の見直しが必要である。

- ① 派遣労働者の均等待遇について、派遣元の責任（賃金、仕事の依頼等）及び派遣先の責任（派遣先の同種業務従事者との賃金等の均等待遇など）を定める法規定
- ② 派遣労働者の教育訓練について、派遣元の責任と派遣先の責任を定める法規定
- ③ 派遣労働者の個人情報について、派遣元・派遣先が収集できる情報の限定及びその情報の秘密保護を定める法規定
- ④ 派遣契約の解約に関する次の法規定

A 派遣労働者の容姿、性格、年齢、婚姻、障害者、苦情申立など業務と関連のない理由による派遣契約の解約禁止

B 事由の如何を問わず三〇日前の予告なしの派遣契約の解約禁止

C 派遣契約の中途解約にかかわらず派遣元の派遣労働者に対する派遣期間終了時又は約定雇用期間終了時までの賃金支払義務

⑤ 無許可・無届出の派遣、適用対象業務外の派遣、派遣期間の制限を超えた派遣について、派遣労働者が請求した場合においては雇用主として当該労働者を取扱い使用しなければならぬ派遣先の義務を定める法規定

⑥ 派遣元の倒産等による支払不能の場合に派遣先が派遣労働者に対し未払賃金を支払う義務を定める法規定

⑦ 派遣労働者が加入する労働組合の申し入れに対し派遣先は派遣労働者に関し派遣先の責任に係る事項について団体交渉に応じる義務を定める法規定

⑧ 違法派遣の受け入れ等の場合における派遣先の罰則規定

⑨ 派遣労働者の社会保険加入を促進、容易にする関連法規の改正

（了）

## ◇ 読者からのおたより ◇

また配転 三月に〇駅「旅路」がK企画に移管され、今は〇駅営業企画センター所属になり、各駅に助勤に回され、出札・改札業務をおこなっています。この齢（四七）でもや切符切りをやるとは思いませんでした。現場では現金にまつわる不祥事が管理者ふくめて続出しています。十月には出向先確保のため、各ベンディングが移管されるようですが、東労組（JR総連）の横槍が入ってまだ具体化していません。

編集部より ごぶさたしております。出・改札ですか。ひよつとしたら偶然お会いできるかも。東京でも読者に「ヤアー、ヤアー」ということがよくあります。

失礼ですが 最近の「通信」で感じたことです。第七一四号巻頭言に三浦氏の一文を掲載された編集者の意図はどのようなものでしょうか。内容的にはコラムか投稿で十分と思います。三浦氏を存じ上げなくて申し分けないのですが、文面でみるかぎりそう思ったのです。一線の活動家の「学ぶ

姿」を示したいということなら、素晴らしいことだと思いますが、私にはよく分かりません。

(東京・M)

編集部より 全国を旅して少しばかり驚かされるのは、活動家を自他ともに許す有能な方が、ここ十年ほとんど読書されていないことです。たまに自宅に泊めていただくことがあります。そのような時、すぐに目に行くのが書棚。しかしここ十年余思考がとまっていることがわかります。三浦氏とは国労の集会、学習会などで毎日のように顔を合わせます。素晴らしい活動家です。ぜひ彼のように本を読み、新しい情勢に対応してほしいというのが編集部の本意です。

これだけのかしら 仕事中に倒れて救急車で運ばれても市当局の立場と同じ見解を述べようとする幹部。これでも労働組合なのか。財政的には豊かな組織。専従、プロ役員も首切りの心配のない大企業としての労組になっていると思う。職場の分会の中で仲間の生の声を職場要求としてまとめ、職場長交渉を開始しました。自分でやるしかありませんから。

(北海道・S)

編集部より 過日、労働組合と取引のある小企業の社長さんが「最近、大労組の幹部の皆さんは労働貴族としかいいようありませんね。あなたの方がよくご存知でしょうけれど」といっておりました。なにかわかるような気がすることが残念でなりません。労働組合に現場の生の声、ぜひ反映してください。

いよいよ地方選 いよいよ地方選に入ります。ガンバります。

(神奈川・O)

編集部より とにかくがんばって、そして勝って。

闘い、学び、共に前進あるのみ 故郷の姉が昨年、勤務先で不当解雇にあい、労組(全労連系)の協力もあって、現在裁判係争中です(仮処分では勝利していますが)。時々、私から「通信」、「新社会」のコピーを送っています。とくに恵泉寮や京都コンピュータ学院、国労の皆さんの活動、闘争は自分の体験と重ね熱心に読んでいます。闘い、学び、共に前進あるのみです。

(埼玉・G)

編集部より 身近にGさんおっしゃるような出来事がふえてきました。私の知り合いの管理職は「組合をつくりたい」といっているほどです。姉上の職場復帰、心から祈ります。

広島への家族旅行 夏、家族で広島へ行ってきました。原爆ドーム、平和資料館など見て、聞いて、平和を守る決意を新たにしました。小学生の三人の子供たちがどこまで感じてくれたか疑問ですが、平和を脅かす勢力とのたたかいを職場のたたかいと結びつけて、家族ぐるみでがんばっていきたい。

(新潟・M)

編集部より 家族みんなで平和を語り合う、いいですね。私などの年代の者は母から空襲に逃げまじった話を聞かされたもので、それが今でも心に残っています。

独立 山形にもどって丸三年。ようやく研修期間が終わり、「S保険相談所」として独立することになりました。ポチポチです。

(山形・S)

編集部より 「独立」おめでどう。どうされているのかと友人と話しておりました。

国労北海道本部定期大会開催 一〇月一七日〜一八日に、道本部第一三回大会が開催された。今大会は、不当判決が出された中で、いかにして勝利解決させるか、合わせて全国大会で提起された補強案について、北海道本部としてどのような扱いにするのか、まさに闘争団にとっては今後の運動に大きく左右される重要な大会でした。委員長挨拶では、「癒着している現状の中では、解決の道筋をあけるために補強案の確認が必要であるならば、改革法を承認すべきと考える」と言われた。又代議員から方針案の中で提案されている「国鉄改革法」現状を認め」については、すでに改革法を承認されていると取れる修正案の提出もあった。発言は経過、方針合わせて二八人から賛否両論で出された。最終的には、「Ⅱ」を「Ⅰ」に修正された。

(国労美幌闘争団「展望」No.七二)

## 手作り無添加の音威子府みそがうまいよ!

国労音威子府みそが発売されて約一年。本当に丁寧に熟成されている上品な味。うまい。ついでみそ汁のおかわりをしたくなる。キュウリにつけてポリポリ食べるのもおいしい。まさに「品質」にこだわっている「生きているみそ」。みんなに喜ばれる。発送は一〇kg単位(1kgビニール袋入り一〇個)、価格は地域別送料込み価格表で(例関東・信越は一〇kg一〇袋六五〇〇円)。

※申込みとお問い合わせ先(労働者協同組合おといねっぷ 住所 北海道中川郡音威子府村四二七 電話・FAX 〇一六五六・五・三三四三)、ご注文から一〇日程で宅急便(夏はクール)で届く